

厚総第 1697 号
令和4年3月22日

各医療機関管理者 殿

茨城県保健福祉部厚生総務課長

業務継続計画（BCP）の策定について（依頼）

平素より本県の災害医療行政に多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症オミクロン株の急速な感染拡大が続く中、各医療機関におかれましては、感染症対策を行いつつ、いかにして診療を継続させていくかが重要であると改めて認識されていることと存じます。そのためには感染症に係る業務継続計画に則った行動を着実に実行する必要がありますが、令和3年11月に行いました業務継続計画策定状況調査では、感染症に係る業務継続計画（以下「BCP」）策定率は35%でありました。

また、昨今の自然災害の頻発化・激甚化により医療機関が被災する事案も発生していることや、今後も南海トラフ地震等の大規模災害の発生が見込まれることを踏まえ、自然災害時におけるBCPも重要となってまいりますが、いまだ策定率は65%です。

これらの医療機関におけるBCPの作成は、基本的には国の計画や通知等により努力義務となっているところではありますが、診療継続の視点で災害時には大変重要なものとなつてまいりますので、御多用中とは存じますが、BCPの策定又は既存BCPの見直しについて、積極的に御検討くださいますよう、お願い申し上げます。

<留意事項>

- 1 感染症及び自然災害のBCPを作成するにあたり、国から発出されている手引き等を厚生総務課HPに掲載いたしますので、御参照願います。

厚生総務課 HP

医療機関における業務継続計画（BCP）の策定について

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/bcp.html>

- 2 感染症及び自然災害のBCP策定進捗状況調査は、本年5月に実施する予定です。

問合せ先

茨城県保健福祉部厚生総務課

医療指導担当 大関

TEL：029-301-3129